

国保からのお知らせ

保険証を4月に更新

国民健康保険(国保)の保険証を4月に更新します。保険証の有効期間は2年です。保険料を滞納されている

新保険証

有効期限 平成28年3月31日

国民健康保険 被保険者証

記号番号 幡15-9999999

氏名 八幡 太郎 性別 男

生年月日 昭和25年1月1日

世帯主氏名 八幡 太郎

住所 京都府八幡市 八幡園内 75番地

資格取得日 平成20年4月1日

交付年月日 平成26年4月1日

保険者番号 260117

新しい保険証はオレンジ色で、有効期間は2年です

ジェネリック医薬品の希望カードを配布

ジェネリック医薬品とは、特許が終了した新薬と同等の効能や効果などを持つ薬で、厚生労働省が認可した新薬より安価な後発医薬品です。保険証を送付する際に、ジェネリック医薬品の希望カード3枚が付いた国保のパンフレットを同封します。利用する場合は、すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、医師に希望カードを提示して相談をしてください。

◆問い合わせ 国保医療課

ない人には、3月中旬に郵送します。簡易書留郵便で送付しますので、留守等で不在で届かない場合は、国保医療課までお問い合わせください。

※旧保険証は、4月1日以降、国保医療課へ返還してください。

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。国民健康保険(国保)はこれらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していない人も加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた

健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

国保に加入するときや脱退するときは、届け出が必ずです。必ず14日以内に市役所の国保担当窓口へ届け出てください。

加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

◆問い合わせ 国保医療課



1年以上納付されないと

保険料の各納期限から1年を過ぎて、正当な理由もなく保険料の納付がない場合、保険証を返還していただき、被保険者資格証明書を交付することがあります。

保険料の納付は、口座振替で

保険料の納付は、安心、確実な口座振替のご利用が便利です。金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れる心配もありません。

保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに必要な医療費や介護サービスの財源です。国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、3月が今年度の最終納期月です。忘れず納めてください。

納期限が過ぎますと、督促状が送付され督促手数料や延滞金が増加されます。保険料の納付が困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めに相談ください。相談なく滞納すると法令に基づき滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

納付相談を行います

経済的な理由等について、お聞かせいただき、分割での納付等の相談に応じますので、保険料収納課までお越しください。

被保険者資格証明書の交付を受けると、病院等医療機関の窓口では、医療費の全額を負担していただき、後日、国保の負担分の支給申請をしていただくこととなります。また、その支給額から滞納となっている保険料を充当したり、保険医療を受けることを停止されたりすることもあります。

◆問い合わせ 保険料収納課

70歳以上75歳未満の皆さんへ 高齢受給者証を送付します

国民健康保険(国保)に加入している70歳以上の入りに、新しい高齢受給者証をお送りします。現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、3月31日まで。4月1日以降は、3月中旬に送付する新しい高齢受給者証をご使用ください。

70歳以上の人は、医療機関で受診される場合、保険証のほかに高齢受給者証の提示が必要です。高齢受給者証には、医療機関での負担割合が記載されています。負担割合は、前年中の所得を基準に8月1日に判定を行いますので、送付する高齢受給者証の有効期限は、7月31日までです。なお、7月31日までに75歳になる人の有効期限は75歳の誕生日の前日までとなっています。

制度改正のお知らせ

4月から自己負担割合が変わります

4月からの制度改正で、平成26年度に70歳になる人で、所得区分が現役並み所得者以外の人の自己負担割合が1割から2割に変更になります。ただし、すでに70歳になっている人の自己負担割合は、引き続き1割に据え置かれます(表のとおり)。

<自己負担割合>

現役並み所得者 (※①)	現役並み所得以外の人	
	昭和19年4月1日以前生まれ	昭和19年4月2日以降生まれ
3割	1割	2割

※①現役並み所得者…同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入合計額が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満のときは、申請すると1割または2割になります。

◆問い合わせ 国保医療課

65歳～69歳の老人医療制度 医療費の自己負担を助成

申請者本人が65歳以上70歳未満で、次の①または②に当てはまる人は、老人医療制度の要件に該当します

- ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成24年中の所得税が非課税
- ②一人暮らしを含む「老人世帯」で別表の所得制限以下

※「老人世帯」とは、本人と同居する家族が満18歳未満や満60歳以上の人のみで構成されている世帯もしくは、その世帯に重・中度の障がい者を有する人を含んだ世帯

医療費負担

老人医療制度が適用されると、医療費の自己負担割合が1割になります。あらかじめ申請が必要です。申請された月の診療分

現在、老人医療の受給者証を お持ちの人

新しい受給者証は、3月末日までに郵送します。有効期限は7月31日です。(70歳になる人は、誕生月の末日です)

◆問い合わせ 国保医療課

別表

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	1,595千円以下	6,287千円未満
1人	1,975千円以下	6,536千円未満
2人	2,355千円以下	6,749千円未満
3人	2,735千円以下	6,962千円未満
4人以上	1人につき380千円加算	1人につき213千円加算

※上記の額は、平成24年中の所得から本人控除(障がい者控除等)や社会保険料控除等をした額です。(所得から控除できるときは、国保医療課までお問い合わせください)